

令和7年度 渡航費助成申請

〈がん・難治性てんかん〉

宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、市外の医療機関への通院・入院を余儀なくされている難病患者等に対し、経済的な負担軽減のため渡航費の一部を助成します
※がん治療は、治療終了後の定期検査5年を限度とする

1. 助成対象者 ※患者本人と付添のために同行する方（1名のみ対象）

★付添人の要件

患者本人が、①未成年者（18歳未満）、②要介護者または要支援者（介護保険証を添付）、
③医師が通院のために必要であると認めるものであって、市長が付添を要すると認めるもの
（意見書の記入欄に「特別な理由」を必ず医師に記入してもらってください）

2. 申請方法 ※医療を受けた日から、6か月以内の申請に限りますのでご注意ください

診察日から6ヶ月以内までに、必要書類を整えて健康増進課にて申請してください
申請時には、印鑑（シャチハタ不可）をお持ちいただくようお願いいたします
申請書類は宮古島市ホームページからもダウンロードできます

3. 助成金額 ※助成回数は、各年度8回まで

①航空運賃又は船舶運賃

航空路：1人1往復あたり上限額…13,000円（片道あたり6,500円）

→航空運賃が13,000円に満たない場合は、実際にかかった運賃の助成となります
そのため、マイレージやクーポンを利用の場合の航空運賃、発券手数料は助成対象外です

②宿泊費

1人1泊あたりの上限額…8,000円

→宿泊費が8,000円に満たない場合は、実際にかかった費用の助成となります
なお、治療の都合により宿泊が必要であると認められる場合に限りします

必要書類 ※詳細は裏面をご確認ください

- ① 意見書（医師記入欄があるもの）
- ② 申請書
※日付、航空路線、宿泊の記入欄は空欄のまま提出してください
- ③ 請求書
※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください
- ④ 航空券領収書 & 搭乗券（ご搭乗案内）または搭乗証明書のセット
- ⑤ 病院の診療領収書 & 診療明細書のセット
※宿泊がある方は、受診の予約時間・終了時間がわかるものをお持ちください
- ⑥ 宿泊施設の領収書（該当する方のみ）
※治療にかかる宿泊が対象です（窓口での聞き取り等で判断いたします）
- ⑦ 振込先通帳の写し
- ⑧ 印鑑
※シャチハタ不可
- ⑨ 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）



詳細はお問い合わせください

宮古島市健康増進課（市役所1階）

TEL：0980-73-1978

令和7年度 渡航費助成申請

★必要書類の詳細

- ①医師の意見書（様式第3号）※各年度ごとに提出（1回目の申請時のみ）
 - ・消えるペンは使用しないこと
- ②航空運賃助成申請書（様式第1号）、③航空運賃助成請求書（様式第2号）
 - ・患者本人名で申請・請求（提出は代理人でも可）
 - ・患者本人が未成年（18歳未満）の場合は保護者名での申請
- ④航空券領収書&搭乗券（ご搭乗案内）または搭乗証明書のセット
 - ・搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類
 - ・搭乗券を破棄した場合は搭乗証明書でも可
 - ・eチケットのみでの申請は不可となります
 - ・航空券の変更があった場合は、変更が確認できる書類等の提出をお願いします

★台風時等、航空機が欠航した場合は、欠航を証明する書類等の提出が必要です
- ⑤病院の診療領収書&診療明細書のセット
 - ・高額医療費に該当する場合等、支払いが0円になり領収書が発行されない場合は、診療日の確認が必要となるため診療明細等の確認できるものを発行してもらってください

★宿泊がある場合は、受診日の予約日時がわかる領収書が明細書を発行してもらってください

記入がない場合は会計時に、予約時間・終了時間、事務受付者のサインの記入をもらって提出していただくか、または診察予約票の写しをご提出ください
- ⑥宿泊施設の領収書（該当する方のみ）
 - ・複数泊している場合には、宿泊時間・人数・1泊の金額がわかるものを提出してください
 - ・クーポンやポイント利用分は対象外です
- ⑦振込先通帳の写し
- ⑧印鑑（認め印可）
 - ・朱肉を使うもの ※シャチハタ不可
- ⑨委任状
 - ・振込先が患者本人以外（未成年を除く）の場合に提出
 - ・申請書類の提出のみ代理の場合は、委任状の必要はありません



★よくある質問Q & A

- Q1. がんの疑いがあるが、正式な診断を受けていない場合でも申請できますか？
A. いいえ、申請には正式ながんの診断が必要です ※「疑いがある」では申請の条件を満たしません
- Q2. セカンドオピニオンのための渡航は対象になりますか？
A. いいえ、セカンドオピニオンを目的とした渡航は助成対象外です
- Q3. 「内縁関係にある者」は付添人として認められますか？
A. いいえ、配偶者を付添人として助成対象としています。配偶者は婚姻関係にある夫や妻を指すため、「内縁関係にある者」は助成対象とはなりません
- Q4. 付添人の同行が認められる場合の「未成年」の条件について教えてください
A. 18歳未満の患者には制限なく付き添いが認められますが、患者が誕生日を迎えて18歳になると、その日から条件が変わります ※18歳以上の患者に付き添う場合は、必要と判断された場合のみ認められます
- Q5. 手術の同意や説明を聞くための付添人の渡航は認められますか？
A. いいえ、たとえ医師が必要と判断した場合でも、「手術の同意や話を聞くため」ということを目的とした理由は認められません
- Q6. 台風のため航空機が欠航し予期せぬ宿泊があった場合、助成対象となりますか？
A. 全ての宿泊が対象になるかどうかは窓口での聞き取りで判断しております
航空会社が発行している「欠航・遅延証明書」などの欠航を証明できる書類の提出が必要となります
- Q7. 航空機が満席のため搭乗できず宿泊をした。提出すべき必要書類はありますか？
A. はい、満席が証明できる書類等の提出をお願いします